

第 61 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 28 年 9 月 12 日（月） 午後 1 時から午後 3 時 55 分まで

2 開催場所

盛岡市中央通 1 丁目 1-38 エスポワールいわて 特別ホール

3 出席者

【委員（9 名） 敬称略・五十音順】

伊藤 歩

佐藤 きよ子

佐藤 久美子（委任状）

鈴木 まほろ

高根 昭一（委任状）

鷹觜 紅子

中村 学（委任状）

平塚 明

由井 正敏

【事務局】

環境保全課総括課長 小野寺 宏和

環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 藤村 朗

自然保護課 自然公園担当課長 本木 正直

その他関係職員

【事業者】

日立造船株式会社

株式会社グリーンパワーインベストメント

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 13 名中 6 名が出席しており、また、急遽欠席することとなった委員 3 名から委任状の提出があったことから、半数以上の 9 名が出席したこととみなし、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

（1）「（仮称）高森筍平風力発電事業計画段階環境配慮書」

[会長]

それでは、議事の一番目、「(仮称) 高森筈平風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(日立造船株式会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から説明をお願いいたします、30分程度でよろしくをお願いします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、内容の確認も含めて始めに質問をお願いします。

なお、希少野生動植物に関する質問に関しては、一般的事項に関する質疑を行い、その後に行いたいと思いますので、今の事前質問に対する回答のNo.5、9についての回答は、非公開部分でお願いします。

それでは、まず質問がありましたら、お願いいたします。

[鈴木委員]

委員からの事前質問に対する回答の6番のところの、コウモリのヒアリングのところですが、「本事業のためではありませんが、」という御回答なのですが、この意味が分からないので、可能であれば、もう少しご説明いただきたいと思います。

[事業者]

「本事業のためではありませんが、」という記述についてですが、コウモリの調査手法全体のこと、有識者の先生にご意見を伺っております。

そのため、「本事業のためではありません」ということを前提とさせていただきました。

[会長]

よろしいですか。

[鈴木委員]

はい。ありがとうございます。

[鈴木委員]

次に、8番のご回答なのですが、「草地環境は人為由来であり」という記載がありますが、もう少し具体的に、人為由来だからどうなのかといったお考えをお聞かせいただければと思います。

[会長]

はい。お願いします。

[事業者]

事業実施想定区域なのですが、牧草地ということもあり、かなり手が入っている状態でした。現地を確認したのですが、今回、周りの環境も含めて注目種の選定を行いたいということを考えております。

また、本計画地は、高森高原風力発電事業の方でも注目種として取り上げられていますので、有識者の意見をお伺いしたうえで、判断したいと思っております。

[鈴木委員]

分かりました。ありがとうございます。

[会長]

はい。希少種に係る部分もあるかと思しますので、もう一度、後でやりましょう。

他にありますか。

はい、それでは、平塚委員。

[平塚委員]

非常に細かいことで恐縮ですが、配慮書の21ページの第3.1-3図の中の筈平牧野という字の左下の部分に、小さな池のようなものが見られますが、最近の空中写真では見られないのですが、これは、元々何か人工的な池だったのか、何かお分かりになっていますか。ブルーで小さな点ですが。

[事業者]

地図では確認できたのですが、実際に現地に池があるかどうかといった確認はしておりません。

拡大した空中写真では、もう無いです。

[平塚委員]

おそらく人工的なものだったのではないかと思うのですが、もし、お分かりになったら情報提供をお願いします。

[事業者]

はい、分かりました。

[会長]

はい、よろしいですか。では、伊藤委員をお願いします。

[伊藤委員]

事前に、ご質問すれば良かったのですが、今回の事業実施想定区域内に、いくつか沢や河川があり、南側には水源があるようなのですが、それらに対する影響について、現時点でどのようにお考えなのかお聞かせください。

[事業者]

影響につきましては、今後、方法書の中で検討したいとは考えておりますが、この周辺の沢筋につきましては、両生類と爬虫類の調査の時に、概略的なものを把握できるように検討をしております。

[伊藤委員]

生息している生物もそうだと思いますが、例えば、工事の時に濁水が発生するとか、そういったものに対する配慮とか、その辺りをお聞きしたいのですが。

[事業者]

方法書において、今、ご指摘がありました水の濁りについて、河川にどのような影響、水生生物にどのような影響があるかといったことに関して、予測評価を行いたいと考えています。

[伊藤委員]

水源への影響については、いかがでしょうか。

南側に井戸があるようなのですが、こちらに対する影響は、考えなくてもよいのでしょうか。

[事業者]

水源につきましては、標高等で検討いたしますが、今の段階では、影響がないものと考えています。

[伊藤委員]

はい、分かりました。

[会長]

はい、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

配慮書の134ページですけれども、事業実施想定区域から0.5kmまでの所に住宅が存在していて、評価結果のところでは、「住宅等からの距離に留意して、風力発電機の配置又は機種を検討する。」、下から2行目のところに「環境保全措置を検討する。」とあるのですが、結局、事業実施想定区域から0.5kmしか離れていない、2km以内に9戸の住宅があるということは変えるこ

とが出来ないので、「距離に留意して配置又は機種を検討する」ということは、住宅からの距離を確保するということですね。

それから、「環境保全措置を検討する。」とありますが、環境保全措置とは、どのようなことなのでしょう。

[事業者]

今回、配慮書に記載いたしました事業実施想定区域は、かなり広めに設定させていただいております。今後、事業の検討を行いまして、方法書段階では、もう少し絞り込もうと考えております。

その際ですが、今の段階ですと、最寄の民家まで0.5kmと、比較的、離隔距離がありませんが、方法書段階では、1km程度の離隔距離を確保した事業実施区域を考えたいと思っています。

それに伴いまして、重大な影響については、回避出来るのではないかとということで、今回の評価に記載させていただいております。

[鷹嘴委員]

それから、もう一つですが、175ページの景観の②のところですね。

②の「主要な景観資源の直接改変の有無」の真ん中ぐらいの所に、「七時雨山（火山群）については、その一部が事業実施想定区域と重複するが、この景観資源の範囲には既に広範囲に牧場等の人工景観が存在し、これらの景観も自然景観とともに親しまれている。」とあり、以上のような状況を踏まえて「右に示す事項に留意する」となっていますが、「牧場等」というのは人工景観だとしても、風車については工作物だと、私は思います。ですので、工作物と牧場を一緒に考えることはできないのではないかと思います。

なおかつ、「右に示す」の右の部分に、「風力発電機の塗装色を環境融和塗色で検討する。」とありますが、この「環境融和塗色」とは、具体的にどのような色なのか教えていただけますでしょうか。

[事業者]

「環境融和塗色」でございますが、イメージ的には空に溶け込む色ですので、灰白色系の色を考えております。

[鷹嘴委員]

分かりました。

[会長]

グレーの薄い色ですね。

[事業者]

はい、そのとおりでございます。

[会長]

本編の 122 ページですが、農振地域等の定義があつて、その図も、前の方に載っていて、そっくり森林地域と農地が重なっているのですが、例えば、高森高原の、県の企業局の風車を建てる所は牧草地で、農振法の農地にはなっていますが、県の企業局が風車を建てる場合には、農地法、農振法などの許認可は、県自らが建てるので、必要ないのです。

今回の事業は、日立造船ですので、もしも農地、農用地の場合には、許認可関係は既に確認されたり、OKになったりしているのでしょうか。

[事業者]

今のところ、許認可関係については、確認はしておりません。

今後、確認をして参りたいと思います。

[会長]

2 年前でしたか、農山漁村再生可能エネルギー法が出来ましたけども、その中で、地元との契約で、何らかの還元措置を取れば、農地が使いやすくなるという法律ですので、それを活用できるかもしれませんが、いずれ、確認をしてください。

それから、もう一つ、9 ページに、系統連系は未確定であるということが書かれていますが、ここには、系統連系地点が現在検討中と書かれていますが、いわゆる連携容量は、もう確保できているのでしょうか。

[事業者]

連携容量に関しても、現在、東北電力に確認中でございます。

[会長]

新聞報道によれば、東北は計画がたくさんあるので、連携容量が、もう足りないというのが一般的な話ですけれども、この辺に、基幹送電線の増設計画等は無いようには思いますが、環境省や経産省が色々なアイデアは持っているんですよね。実現はしていませんが。

そのような話は聞いていませんか。要望は出していますよね。

[事業者]

要望は出しております。

一般的なお話しですが、風力に限らず、太陽光の方で募集されているものが、かなり容量的に制限がかかるようなお話を聞いておまして、そちらの方で、空き容量が発生した場合に、我々の風力発電事業を含めた再生可能エネルギーの連系を、東北電力にお願いしている状況です。

[会長]

ソーラー事業は、朝と夜ではがらっと変わりますからね。風力は夜も風が吹くわけですので、東北電力としては、風力の方が使いやすいのかもしれませんが。

そこについては、分かりました。

それでは、一般的な事項についての審議に移りたいと思いますが、今質問された事項も含めまして、配慮書に対する希少種を除いた部分についての、意見があればお出しいただきたいと思います。

[平塚委員]

まず、配慮書段階ですので、複数案の設定に関する部分ですが、その前に、4 ページの事業実施想定区域のところですが、これはフォーマットなので、しょうがないとは思いますが、左上に、小縮尺の県全体の地図がありますが、稲庭方面に、いわゆる風力発電の密集地域があるのですが、当然、それも考慮しながら全体を考えていかなければならないので、できれば、この図は少しずらして、他にどのような計画が進行しているかが分かりようにしていただけると助かります。これは、要望です。

その上で、7 ページに戻って、計画段階では、より効率的な方法も考えなくてはならないと思いますが、先ほどからのお話しにも出ているように、すぐ隣には、高森高原風力発電所が運転を前提として存在していることですので、その事業がアセスを実施した際の調査範囲としては、今回の事業範囲の2分の1弱に及んでいると思います。

つまり、その時のデータは既にあるわけですので、そのデータを十分に利用すれば、今回の調査はかなり省力化できるのではないかと、つまり、もう少し時間を短くできるのではないかと思います。

それからもう一つは、そこまで踏み込んでお話ししていいものか分かりませんが、実施段階で、何か一緒に出来ることはないのかといったことです。事業主体が違うので、難しいということは理解できるのですが、結局、小さい事業同士が隣り合っていて、スケールメリットが得られないのは勿体なさ過ぎると思います。

実際の操作や、維持に関して、例えば他国では、それらを共通して請け負う業者があるとは聞いておりますが、日本では、まだそういった形態にはなっていないのかというのが一つです。

それから、当然、この事業実施想定区域のエリアの外側に幅を取って、調査を実施するということになると、先ほどの繰り返しになりますが、高森高原風力発電所の事業用地と重なる部分もありますから、重複している部分については、効率化を図ることはできないのかということです。

[事業者]

今のご質問に関してですが、我々が手続に入る前に、企業局の方に出向きまして、ご担当の方に、このエリアで事業を実施したいとお話をさせていただきました。

その際には、今後、御協力をいただけるとのご回答をいただいております。

ただし、具体的にどのようなご協力をいただけるかという内容につきましては、今後詰めていくような形で、ご質問等を企業局様の方にさせていただいたうえで、共に事業が出来るスケールメリットというものを探して参りたいと思っております。

[平塚委員]

アセスの実施段階については、いかがでしょうか。

[事業者]

アセスの実施段階についても、同様な形で進めて行きたいと思います。

[会長]

他にございますか。

[佐藤委員]

このような発電施設が完成した後の話なのですが、この発電機は、どのくらいの寿命なのでしょう。それから、どのようなメンテナンスを行うのでしょうか。そして本当に動かなくなってしまう場合には、どうするのでしょうか。

[会長]

供用後の問題ですが、お願いします。

[事業者]

風力発電機につきましては、以前は、17年というのが一つの期間となっていました。その後、風力発電機自体の性能が上がったということと、それからメンテナンス等を含めたうえで、事業実施期間が長くなっておりまして、現在は、約20年を期間として想定しております。

また、オーアンドエム（運転及びメンテナンス）に関しても、風車メーカーの方で、以前に比べまして、メンテナンスの技術がかなり上がっておりますので、その辺りに関しましても、事業期間内で、十分賄えると思っております。

[佐藤委員]

動かなくなった場合には、そのままほったらかしにはしないということですね。

[事業者]

我々は、メンテナンスも含めまして、壊れっぱなしということは考えておりません。

今言いました事業期間内を、フル活動できるような形で、今後、メンテナンスも考えていきたいと思っております。

[佐藤委員]

はい、分かりました。

[会長]

現在、普通の人には、この区域には、冬場は行けないのですが、営業中は、何か、常設の監視小屋のようなものは造らないのですか。

[事業者]

それにつきましても、先ほどご紹介がありました稲庭岳の方で、企業局が、既に17年前から風力発電機を稼働しておりまして、そちらのメンテナンスについても参考にさせて頂くべく、

企業局さんの方にご質問させていただいているところです。

ですので、メンテナンス小屋等につきましても、色々と想定範囲を広げまして、今後検討をしていきたいと思っております。

[会長]

場合によっては、メンテナンス小屋は景観にも関係するかもしれないですね。

[会長]

後は、二戸市長から、一つだけ意見が出ていますけれども、文化財保護法に基づく対応が必要になるとあるのですが、ここに出ている意見については、アセス制度に当てはめると、おそらく事業実施想定区域内のことを言っているのだと思うのですが、輸送路とか、事業実施想定区域内に含まれていない送電線ですね。これについては、アセスの対象ではないとは思いますが、ただ、これも工事だとは思いますが、もしもそこで、遺跡が見つかれば、二戸市長からの意見のような対応を行うということですね。

[事業者]

はい、その通りでございます。

[会長]

はい、分かりました。

配置とか、機種そのものが決まっていないので、まだ質問も出しにくいところもありますが、大型になれば、それなりに環境影響もありますので、方法書までには、配置などは決まりますか。

[事業者]

はい、決めたいと考えております。

[会長]

そうですね。分かりました。

先ほどもありましたが、周辺には多くの計画や、既設のものもありますので、希少種以外でここで申し上げるとすれば、景観や渡り鳥ですね、それらについての累積影響のある、なしを、周辺情報も含めて出来るだけ早く把握して、配置等を決める必要があると思います。

他に一般的事項はありますか。

はい、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

資料No. 1 についてですが、ここで縦覧期間が平成 28 年 7 月 22 日から平成 28 年 8 月 22 日までで、住民等の意見の提出期間も同じになっているのですが、この中で、住民からの意見はあったのでしょうか。

それから、3 ページですが、先ほどご説明ありましたけども、計画段階で、地域とのコミュ

ニケーションが構築されつつあるとお話しでしたが、この周辺に住んでいる方々は、この事業について、ある程度は熟知しているのでしょうか。また、意見等は出ていますか。

[事業者]

まず、住民等の意見に関しましては、7件ございました。

実際には、二戸市の住民の方ではなくて、よその地域の方からの意見がございました。

それと、この周辺の住民とのコミュニケーションにつきましては、熟知というのがどの程度かは分からないのですが、我々の方で、このエリアで事業を行いたいというお話をさせていただいております。それに関しましては、反対という意見ではなくて、事業についてはやっけていただかないというご回答を頂いております。

[鷹嘴委員]

それから、縦覧の方法は、図書による縦覧でしょうか、それとも、電子縦覧でしょうか。

[事業者]

両方実施させていただきました。

[鷹嘴委員]

分かりました。

[会長]

事務局にお伺いしますが、そうすると、配慮書に対する住民意見は、次の方法書段階で出てくるということでしたか。

その場合には、住民意見に対応した事業者の見解が方法書に載るといえるのでしょうか。

それとも、別冊で配られるのでしょうか。

[事務局]

お答えします。

制度上、配慮書縦覧の際の住民の意見とそれに対する事業者の見解は出てこないことになっておりまして、方法書にも載らないこととなります。

方法書段階で縦覧した際の住民の意見と事業者の見解については、別の事業でもお示ししているように出てくるのですが、配慮書のものを示す場合には、別の資料として示す必要があります。

[会長]

方法書が次に縦覧されて、方法書に対する意見が地元住民から出てきますよね。

それについては、この審査会でも配付されて、最後準備書にも載りますけれども、配慮書については、忘れてましたが、この審査会には出てこないですね。

[事務局]

はい、出ては来ないですが、必要であれば、事業者に、別な資料でご準備いただくことになると思います。

[会長]

公になっていないのであれば、事業者は、住民意見を踏まえて方法書を作りますので、方法書の内容が不十分であれば、方法書に対する再質問等が出てくると思いますけどね。それを我々委員が見るということになりますよね。

そうですか、分かりました。

これは、他の案件もすべてそうですよね。

[事務局]

はい。同じです。

[会長]

事業者は、配慮書段階で出ている意見もあるようですので、十分な対応をお願いします。

[会長]

はい、それでは、ここで会議を一度非公開としますので、傍聴者がおられるようですので、事務局は室外に誘導をお願いします。

(事務局が、傍聴者を室外へ誘導しました。)

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは、再開しますが、全体を通じて、言い忘れた質問や意見等はありませんか。

(各委員からの意見、質問等はなし。)

[会長]

それでは、これまで各委員が述べられた意見を審査会の意見とします。

事務局においては、本件「(仮称)高森筈平風力発電事業」配慮書に係る知事意見を形成されるようお願いいたします。

以上で、本配慮書の審議を終了いたします。

事業者の方は、大変お疲れ様でした。

[会長]

それでは、ここで一旦休憩に入ります。

再開は、14時25分からとします。

(2) 「(仮称) 住田遠野風力発電事業環境影響評価準備書」

[会長]

それでは、議事の二番目、「(仮称) 住田遠野風力発電事業環境影響評価準備書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(株式会社グリーンパワーインベストメント)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。
それでは、事業者から説明をお願いいたします、30分程度でよろしくをお願いします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

希少種以外の説明を終わりましたが、ただ今の説明につきまして、内容の確認も含めて、最初にご質問があればお願いします。尚、希少動植物に関わる質問等については、会議を非公開とし、事業者の希少動植物の説明を聞いた後に、意見等をお伺いします。
それではまず、内容の確認も含めて、ご質問があればお願いします。

[鷹嘴委員]

ちょっとお伺いしたいのですが、444ページからの日影図ですが、日影とは関係ないのですが、平笹地区に住宅があるのですが、この地区から一番近い風車までの距離はどのくらいなのでしょう。

それから、837ページに「主要な眺望景観への影響」という表があるのですが、平笹地区から、一番近い風車が見えるのか、見えないのかといったことを確認したいのですが。

住宅から近い風車は、なるべく離すというようなお話だったと思いますが、どうなのでしょう。

[会長]

はい、事業者お願いします。

[事業者]

ご指摘いただいた平笹地区から最寄の風車までの距離ですが、それについては準備書の440ページに記載させて頂きましたが、約950mの離隔を取るという予定です。

それから、なるべく距離を離すというお話ですけども、弊社としては、風車との距離を800mは確実に離すということことで計画を進めておりまして、今回は950m、約1kmが一番近

い住居から離れているということで、風車は6号機になりますが、距離については、一番近いことにはなりますが、生活に与えるような大きな影響は無かろうということで計画をさせていただいております。

[鷹嘴委員]

今までの経験値等から、そこから0.8km離すということを導き出したということなんですか。

[事業者]

そうですね。これまでの経験もございますし、それから配慮書の方で騒音についてなのですが、昔から建っている案件もございますし、距離との関係についてアンケート調査を行ってまして、その中で、おおよそ500m以上離れると、意見がまばらになってくるということで、約1kmぐらい離れると、ほとんど影響としては出てこないということが分かってきておりまして、それに基づいて、大体800m以上離れたうえで評価をして、どうかといったことを判断したところでございます。

[鷹嘴委員]

それから準備書の後ろの方のフォトモンタージュですけれども、これは、この地区からは、一部見えるのですね。851ページですけれども。

[事業者]

お答えいたします。

平笹地区からのフォトモンタージュにつきましても、851ページに記載させていただいております。予測結果としては、風車が一部視認できるという結果となっております。

[鷹嘴委員]

後は、この地区の方々とのコミュニケーションというのでしょうか、事業内容についての説明というのは、きちんとされているのでしょうか。

[事業者]

はい。説明会も行っております。ただ、環境影響評価の説明会ということでは、5名の出席ということになっておりますが、地区の地区長さんにお話しして、地区センターで準備書の内容を説明したり、そういった形で、現在周知を行っております。周知を行っても中々人が集まってくれないというところもありまして、少し足りていないところもあるのかもしれませんが、今後、事業がより具体的になると、地域の方々も関心が出てくるかと思っておりますので、そういった中で誠実に説明を繰り返しながら、住民の方々にもご理解をしていただけるようにしていきたいと考えております。

[鷹嘴委員]

分かりました。

[会長]

他にございますか。

[会長]

それでは、私の方から一つ出します。

本編 27 ページの輸送路についてですけども、ちょっと分からないところがあって、28 ページでは、風力発電機の輸送ルートとなっていますね。

これを見ると、国道 107 号ですかね、西側の地点まで赤い線が来ていて、27 ページの真ん中の地点から、つまり西側から事業実施区域に上がっていくジグザグの道を通って、54mのブレードが上がってくるということによろしいでしょうか。

[事業者]

はい、その理解でよろしいです。

[会長]

ここは、2 年ぐらい前に現地に皆さんも行きましたよね。かなりすごい屈折道路なんですけど、遠野市長からのご意見の中に、資料 No. 5 ですが、意見の 1 番の後半に、「通行に際して必要となる幅員の拡張や、往来によって道路が破損した場合等に生じる費用については、原因者に負担を求める」とあります。その下にも、色々書いてあるのですが、その屈折した道路をブレードを運ぶために、改修、改変したとして、そこが将来、大雨等で崩壊した場合も、事業者の負担で、修復するというのでよろしいのでしょうか。

[事業者]

そうですね。今日、私も遠野市からの意見を見ておりますが、ちょっとこの場では何とも言えないところもあるのですが、基本的には、これから遠野市との協議になりますが、拡張する箇所等が存在する場合には、その部分について、我々の方で、道路を管理している遠野市から道路をお借りして関与していくのか、ここも含めて道路に認定していただくのかという部分も含めて、これから協議を進めていきたいと考えております。

[会長]

現状は、ここも林道になっているのでしょうか。

[事業者]

こちらの現地調査の際に、上って頂いたこちらの林道につきましては、遠野市が林道と認定している道路になります。

[会長]

所有者は、民間の方なのでしょうか。

[事業者]

そうですね。一部は遠野市の所有ですが、残りは山の所有者の方のものです。

[会長]

当面、20年間供用する訳ですが、その期間全般に渡って、遠野市と協定を結ぶことになりま
すよね。

[事業者]

そうですね。そうなります。

[会長]

岩手県でも、今回の台風で、相当沿岸部で大雨被害がありましたけれども、あのような事を
防ぐために風車を建てるのでしょけれども、建ったところが崩れた場合に、誰の負担で直すの
かといったことを最初にしっかりと決めておかないと、遠野市もそのようなことを心配して意
見を出したのでしょうか、十分協議してほしいと思います。

[事業者]

分かりました。

[会長]

それから、102 ページに農地の区分図があります。ここに、北側と東側と南西側に茶色で塗
られた農業地域があります。それを例えば、772 ページに最新の植生図があるのですが、類型
図と、771 ページには、現存植生図があります。

これを見ると、農地というより、草地がですね、農地の部分と被さっている部分がほとんど
無いのですよね。農地では無くて、林とか、せいぜい伐採跡地になるのですけれども、実際には
何なのでしょう。

例えば、真ん中の右の方の、先ほど希少種がいるということでカットしていたところの、長
い九十九里浜みたいなところの真ん中より下のあたりが、この薄緑は、落葉広葉樹林ですね。
環境類型区分は。でも、102 ページの図では、ここが農地となっていますよね。

実際には、現在は何になっているのでしょうか。

[事業者]

住田町側の農地の部分なのですが、この九十九里みたいの部分につきましては、帯状に草地
跡といいましょうか、そのようになっています。

[会長]

ルート上にはありますよね。風車を建てる真ん中付近と、南のルート沿いにあるこの薄いの
は草地なんですかね。

[事業者]

そうですね。

[会長]

でも、それと先ほどの農地の図はずれていますよね。

[事業者]

こちらは住田町の町有地なのですが、かつて、町の方で大規模に牧野を開拓して、酪農というか、採草をしていた場所なのですが、現在は、大規模な形での放牧や、採草は行っていないということございまして、この場では、どうと言えない部分もありますが、おそらく一部は、まだ、採草がきちんと行われているのですが、風車を建てようとしているこの場所については、植物が偏移してきているような場所になっています。

[会長]

ミズナラ等が生えてきて、林になりつつあるということですね。

[事業者]

そういうことになります。

[会長]

771、772 ページの図が、現在の本当の姿ということですね。

農地に当たる場所もあると思いますけれども、農地だと、前の案件でも質問しましたけども、農地法とか、農振地域とかにかかると、色々と手続が必要になりますよね。

その辺は、もう当たっているのですか。許認可関係ですが。

[事業者]

まず北側につきましては、こちらは牧野組合の土地となっております、地目上も放牧場になっている場所ですが、こちらは、農地転用が必要になります。

下側の住田町側の牧野につきましては、農振地域になっておりまして、こちらにつきましては、町の方と協議を進めている状況です。

[会長]

そういうことですか。分かりました。

一番北東側が伐採群落で、771 ページだと笹になっていますけども、ここは国有林でしたか。前に現地に行ったときに、国有林だと聞いたように思いますが、準備書の中に国有林図はありますか。

[事業者]

国有林の箇所については、明示していないと思いますが、一番北東の部分につきましては、官行造林地ということで、民間の土地を国の方で借り上げまして、植林をしていた場所になりますが、現在は伐採している場所になります。

[会長]

それで、その後は植えていないから、笹地になっているということですか。

[事業者]

そのように理解しています。

[会長]

これについては、非公開部分で聞こうとしていることに関連しているので、ここで質問致しました。

私の方は以上になりますが、他に皆様から何かありますか。

[佐藤委員]

水質調査の関連ですが、428 から 429 ページに、濁りの関連が出ていますが、実際に工事が始まった後には、どんな調査をするのでしょうか。どの地点で、どのくらいの頻度で実施するのかといったことです。

それから、133 から 140 ページあたりに一般的な健康項目等が出ていますが、これらについての調査は、どうなっているのでしょうか。

[事業者]

工事開始後の水質調査ということで、よろしいですか。

[佐藤委員]

はい、そうです。

これを見ると、工事前は大丈夫だったのですよね。

[事業者]

そうですね。工事中につきましては、これから水道事業者である遠野市、住田町と協議をさせていただきまして、工事中の影響が懸念されるということで意見が一致した場合には、水質のモニタリング調査等を定期的に行っていくことになるかと考えています。ですので、調査頻度、回数については、現時点では、まだ決まっておりません。

[佐藤委員]

ということは、必要が無ければやらないということですか。

[事業者]

必要が無ければやらないということではなくて、水道事業者と協議をして、必要性が認められた場合、協議結果によって決めていきたいと思えます。

[佐藤委員]

はい、分かりました。

[会長]

はい。他にございますか。

では、コウモリに関連して、今日は専門家はいませんが、私も事前に質問しましたので、461ページのコウモリの調査の関係で、回答も頂いているのですが、この一番下の調査期間で、この四季に渡る調査というのは、これは捕獲調査だと思うんですね。

私が、事前質問 No. 12 で質問したのは、バットストライク、コウモリが当たることに対する対策を立てるためには、高度別の飛翔状況とか、空間飛翔密度が知りたいのですが、それを実施したのは、9月以降11月30日までなので、既存の風車基地で、供用後、8月下旬に大量にコウモリが当たったことから、8月下旬に飛翔高度等の調査が必要ではないかと思ったのですが、その飛翔高度と飛翔頻度を調べる調査は、8月下旬も行っていると読んでいいのですか。

[事業者]

いえ、準備書にあるとおり、9月4日から始めていますので、ぎりぎり8月下旬にはかかっていないのですが、秋の移動分散期に当たるように、9月は押さえているという形になります。

[会長]

まあ、そうですね。飛ぶ練習をしてから遠くに飛ぶわけですけどね。

ただ、コウモリは、調査方法は、まだ最近出てきた新しい方法ばかりで、しかも調査する側としての、飛翔高度、距離が中々遠くまで調査しきれないという問題もありますので、これは、審議の方にも関係しますけども、いずれ不確実性が残ると思いますので、供用後もバットストライクの状況をきちんと見て、それに応じた保全対策が必要だと思います。

ということで、ここで、8月下旬の一番肝心なところが実施されていないということが分かりました。

[会長]

それから、814ページのノウサギの調査なのですが、ここに餌資源指数として、上の表のササ群落に、最もノウサギが多いとなっていますが、この餌資源指数というのは何を表しているのですか。ササの量が多いということでしたか。もう一度説明をお願いします。

[事業者]

これについては、ウサギが食べることができる高さの植被率と思って頂いて結構だと思います。

[会長]

つまり、葉っぱの量ですね。

[事業者]

はい。

[会長]

まあ、ここでノウサギを取り上げているのは、希少猛禽類等の餌資源として重要だという位置づけもあるんですよね。そうしますと、本来は、ノウサギの生息密度を、例えば、積雪上だと INTGEP 法だし、そちらでもやっていると思いますが、糞粒調査とかをやるのですが、私が質問した中では、一番最初の方でしたか。

[平塚委員]

16 番です。

[会長]

16 番は、希少種に関連する質問ではないのでいいのですが、普通は生息密度を出して、そこにいる動物として、それを捕食する動物の餌として十分残っているかどうか、開発しても十分残るかどうかを計算するのですけどね。

そこが、どうしてそのような結びつきになっていないのかという気がしました。

まあ、ノウサギは林を切れれば、たくさん出てきて増えるので、実際には心配はないと思いますが、流れとしては何か違うことをやっているのではないかという気がしました。

餌としてのノウサギが十分に残るかどうかということは、ここではやっていないのですか。

[事業者]

本編でノウサギを取り上げたのが、上位性、餌種ということではなくて、典型性の注目種として取り上げています。その観点で、広く踏査いたしまして、環境にどのくらいいるのか、ポテンシャルマップみたいなものを出して、評価しているという形になります。

[会長]

そのような流れだというのは分かるのですが、本来は餌ですよ。ノウサギにはかわいそうだけど、餌動物ですよ。

本当は、そちらが必要だったと思うので、結局保全対策を立てる時に、やはり、餌としての観点も必要だと思いますので、これは念頭に置いておいていただきたいと思います。

[会長]

他にございますか。

(各委員からの質問等はなし。)

[会長]

それでは、審議といたしますか、一般的事項に対するご意見がありましたら、お願いします。

[平塚委員]

すいません、意見ではなくて、質問になってしまうのですが。

[会長]

はい、どうぞ。

[平塚委員]

728 ページから植生図と、それが拡大されたものがあります。

方法書段階の有識者のご意見ということで、急斜面で、かつてのシバ草地的な部分や、ススキ草地的な部分が残っているかもしれないという御指摘があったと思うのですが、ここに拡大植生図があるのですが、結局、そういった残存草地は確認できなかったということでしょうか。あるいは、そういう所があったとしても、事業実施区域からは外れていたという結論なのでしょうか。

[事業者]

今仰った、昔ながらと言いますか、そういうシバ草地は、ほとんどこの場所では確認されませんでした。それは、植生図にも表せないスケールですかというか、実際、現場には無かったということになります。

[平塚委員]

はい、分かりました。

[会長]

はい、他にございますか。
よろしいですか。

(各委員からの質問、意見等はなし。)

[会長]

それでは、これから会議を非公開にして、希少野生動植物の質疑を行いますので、傍聴者の方の対応をお願いします。

(事務局が、傍聴者を室外へ誘導しました。)

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは、これまで各委員が述べられた意見を審査会の意見とします。
全体を通じて何か言い忘れたことはないですね。よろしいですか。
事務局においては、これらを踏まえて、本件準備書に係る知事意見を作成されるようお願いいたします。以上で「(仮称)住田遠野風力発電事業環境影響評価準備書」の審議を終了します。
事業者の方は、ご苦勞様でした。退席されて結構です。
予定の議題は以上ですが、その他、事務局から連絡事項等がありましたら、よろしくお願

します。

[事務局]

委員の皆様、長時間に渡るご審議、大変お疲れ様でございました。

本日、委員の皆様から頂きましたご意見を基に、それぞれの案件に関する知事意見を作成させて頂きます。

それから、今後のスケジュール等でございますが、今回の審査会の後、9月23日に、折爪岳北と南の風力発電事業に係る現地調査を実施する予定でございます。

まだ、今からの参加も可能でございますので、もしも、急遽参加可能になった方がいらっしゃいましたら、事務局の方までご連絡頂ければと思います。

また、10月以降についてでございますけれども、9月下旬頃から手続きに入る予定の案件が、新規案件を含めて4件、それから、10月の月上旬から手続きに入る予定の案件が2件あるということで、計6件の案件の手続きが行われる予定となっております。

これらについて、順次、審査会を開催したいと考えておりますけれども、もう暫くしましたら、スケジュールの調整をさせて頂きたいと思っております。実際の審査会は11月以降に、順次開催予定でございます。

ちなみに、10月につきましては、丁度、各案件の縦覧期間にあたるということで、審査会は開催出来ないところでございますが、可能であれば、雪が降る前、寒くなる前に、現地調査をもう1回実施させて頂ければと思いますので、場所等が決まりましたら、ご連絡させて頂きたいと思っております。

事務局からスケジュール等に関する連絡事項は以上でございます。

[事務局]

私の方から、本日の技術審査会が、今期、これまでの2年間は最後というところでございます。

このように案件が重複している状況でございましたので、委員の皆様には、基本的には継続で、引き続き委員として協力をお願いしたいという形で、これまで就任手続き等をさせて頂いたところでございました。今期につきましては、案件が大幅に増加する状況というところで、最大限ご協力頂き、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

次回の審査会につきましては、改選後の開催となるところでございますが、たまたま今回お越しの皆様方については、引き続きという形になりまして、篠木先生、東先生が交代というような形で、次回、新しい委員の先生方をご紹介させて頂くという形になるところでございます。

来期も今期と同様、沢山の新規案件が見込まれ、委員の皆様方にも負担をおかけすることとなりまして、大変恐縮ではございますが、引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

[会長]

はい、他に無ければ、本日の審議を終了したいと思います。

[事務局]

以上をもちまして、第 61 回県環境影響評価技術審査会を終了いたします。
ありがとうございました。